

道新みらい君奨学金設置要綱

(旧 道内私立高校生等奨学金)

公益財団法人北海道新聞社会福祉振興基金

(名称)

第1条 この奨学金は、道新みらい君奨学金と称する。

(目的)

第2条 この奨学金は、北海道に居住する私立高校生に学費を支給し、もってその福祉の増進に寄与するものとする。

(事務局)

第3条 奨学金の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局は、北海道新聞社会福祉振興基金に置く。

(運営要領)

第4条 奨学金の運営その他について必要な事項は、「運営要領」に定める。

付則 この要綱は 2006年(平成18年)1月1日から施行する。
2007年(平成19年)9月1日一部改正
2015年(平成27年)6月30日一部改正
2018年(平成30年)5月9日一部改正

道新みらい君奨学金運営要領

(奨学生)

第1 奨学生となる者は、次の条件を満たしていなければならない。

ア 北海道に居住する私立高校生

イ 緊急に学費の援助が必要と認められる者

・私立高校在学中に家計者の失業(原則、自己都合を除くが、やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではない)、死亡、失踪、傷病による就労困難などによって経済上、就学の継続が難しくなった者

・災害や火災に遭い、授業料などの納付が困難な者

・その他、前各号に準ずるやむを得ない事由により、緊急に支援が必要な者

ウ 就学の意志が強く、学校生活を意欲的に送っている者

第2 奨学生希望者の申請に基づき推薦者を学校長とし、道内の各私立高校で年間最大10人程度を選考する。奨学金は返済不要とし、金額及び支給期間は次の通りとする。

ア 金 額：私立高校生1人当たり在学期間を通じて通算最大30万円とする。

学費(授業料、教材費、施設維持費、特別活動費、諸経費を含む)から、就学支援金や他の給付型奨学金を差し引いた額を支給する。

イ 支給期間：1回の申請につき支給期間は1年以内とする。ただし、特別な事情がある場合、通算限度額の範囲内で再申請または支給期間を延長することができる。

(申請)

第3 奨学金の支給を受けようとする者は次の書類、添付書類を提出しなければならない。

ア 申請書 イ 誓約書

ウ 推薦書 エ 学業成績証明書

オ 生計中心者の源泉徴収票または市町村長の所得証明書

カ 家計急変の事由を証明する書類(死亡診断書の写し、離職票・退職証明書の写し、医師の診断書等)及び収入見込証明書。ただし、収入には退職金及び失業給付は含めないものとする。

キ 就学支援金通知書の写しと学校が証明する学費の内訳がわかる滞納証明書(未納額証明書)。

(決定)

第4 奨学生は、事務局の書類選考に基づいて評議員会で決定し推薦者を經由して申請人に通知する。

(奨学金の支給)

第5 奨学金は、一括して学校長を經由して支給する。

(奨学金受領書)

第6 奨学金の支給を受けた奨学生は、奨学金受領書を学校長を經由して提出しなければならない。

(届出)

第7 奨学生は、次の事項に該当する場合、保証人と連署して学校長を經由して届け出なければならない。

ア 休学または退学したとき

イ 保証人を変更したとき

ウ 奨学生本人または保証人の住所の変更その他重要な事項に変更があったとき

エ その他必要と認められる事項

(支給停止及び次年度以降の採用取り消し)

第8 次の事項に該当したときは、奨学金の支給を停止し、または次年度以降の申請を取り消す。

ア 長期間欠席し、修学の見込みがないと認められるとき

イ 品行方正を欠き奨学生として不適格となったとき

ウ 申請内容に虚偽が判明したとき

(奨学金の返還)

第9 すでに支給を受けた奨学金のうち、次の各号に該当する場合は、すでに支給した額の全部または一部を返還してもらう場合がある。

ア 第8ウ(虚偽申請)に該当したとき

イ 奨学金が充当されるべき学費が退学により発生しなくなったとき

付則 この要領は 2006年(平成18年)1月1日から施行する。
2007年(平成19年)9月1日一部改正
2009年(平成21年)4月1日一部改正
2010年(平成22年)5月13日一部改正
2012年(平成24年)7月13日一部改正
2015年(平成27年)3月26日一部改正(第一・エ項を削除)
2015年(平成27年)6月30日一部改正
(対象を国立高等専門学校生に拡大し名称変更)
2017年(平成29年)5月30日一部改正
(高専と私立高校生の対象と支給の条項を分離)
2018年(平成30年)5月9日一部改正
(高専と設置要綱、運営要領を分離)
2026年(令和 8年)8月7日一部改正